

天海（あまがい）訴訟へのご支援をお願いいたします

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 [略称：障連協]

天海訴訟は、千葉市在住の重度脳性麻痺者天海正克さんが65歳を迎えても、障害福祉サービスの継続を希望して、介護保険の認定申請を行わなかったことを理由に、それまで受けてきた全ての障害福祉施策を一方的に打ち切られたことを不当として、千葉市を相手どってたたかわれている裁判です。裁判の経緯は、署名用紙に書かれている通りですのでそちらをご覧ください。

ここでは、千葉市が行った行政処分には、以下の大きな問題があることをお伝えして、皆様のご協力をよびかけさせていただきます。

1. そもそも介護保険制度は、利用を申請するかしないかについては、本人の任意に委ねられており、本人が介護保険の利用を必要と考えた時に申請すればよい制度であること。
2. 障害福祉施策として提供されるサービスと、介護保険で提供されるサービスには大きな違いがあり、65歳になるまで慣れ親しんだ障害福祉サービスを65歳以降も継続してほしいと考えることは、多くの障害当事者にとって当然の思いであること。
3. 上記の事情をふまえて大多数の自治体では、当事者自らが自分の意思で介護保険の申請を行うよう、介護保険への移行を希望しない65歳を超えた障害者には、介護保険制度への移行を強制せずに当事者との間で話し合いを継続しており、国もそうした対応を行うことを呼び掛けていること。
4. ところが千葉市は、介護保険の申請を拒否する天海さんへの「懲罰」ともとれる、障害福祉サービスの支給打ち切りを一方的に行ったこと。
5. このような千葉市の行為を「合法」と裁判所が判断するならば、全国各地で行政と障害当事者が信頼関係を結びながら検討を続けている、各自の希望にかなったサービス提供の実現に向けた努力が、台無しとなってしまいかねないこと。

天海訴訟は、自治体が担うべき住民一人ひとりの願いに寄りそう行政を実現する上で、全国の自治体に大切なメッセージを発信している訴訟です。ぜひ皆様のご支援をお願いいたします。

署名の最終締め切り 2026年5月末日(予定)

◇集まった署名は、下記住所までご送付ください。どうぞよろしくお願いいたします。

〒558-0011 大阪市住吉区苅田 5-1-22 障害者(児)を守る全大阪連絡協議会
【お問い合わせ先】 TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059